労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局労災管理課
保険局保険課

１．改正の趣旨

○　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 60 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）その他厚生労働省関係省令について所要の改正等を行うもの。

２．改正の概要

（１）遺族補償年金における支給要件等の見直し（労災則、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第５号。以下「船保則」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号。以下「特支金則」という。）の一部改正関係）

①　労災保険の遺族補償年金における妻に係る特別加算の見直し等

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

②　船員保険の遺族年金における夫の支給要件の制限の撤廃等

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

③　社会復帰促進等事業の遺族特別年金における妻に係る特別加算の見直し等

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

（２）特別加入制度における特別加入団体の保険関係に係る要件の法定化等（労災則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第８号）の一部改正関係）

①　特別加入団体の申請に係る申請書に関する見直し

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

②　特別加入制度における特別加入団体の保険関係に係る要件の法定化

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

③　特定フリーランス事業に係る特別加入団体の業務災害の防止に関する活動の定期報告

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

④　特別加入団体が要件に該当せず政府の職権で保険関係を消滅させる際に、特別加入者の不利益を回避するための措置

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

⑤　その他所要の改正

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

（３）社会復帰促進等事業の審査請求に係る見直し（労災則及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和 31 年労働省令第 17 号。以下「労審則」という。）の一部改正関係）

①　義肢等補装具旅費及び外科後処置旅費の明確化

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で諮問を行っており、行政手続法第 39 条第４項第４号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

②　社会復帰促進等事業の審査請求に係る見直し（労災則第 47 条関係並びに労審則様式第１号及び様式第３号関係）

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（以下「令和８年整備政令案」という。）により、労働者災害補償保険法施行令（昭和 52 年政令第 33 号。以下「労災令」という。）に条が新設され、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 29 条第１項第１号に掲げる事業のうち（ⅰ）業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業として厚生労働省令で定めるもの並びに同項第２号に掲げる事業のうち（ⅱ）被災労働者の療養生活の援護として厚生労働省令で定めるもの、（ⅲ）被災労働者の受ける介護の援護として厚生労働省令で定めるもの、（ⅳ）被災労働者の遺族の就学の援護として厚生労働省令で定めるもの並びに（ⅴ）（ⅱ）から（ⅳ）に掲げるもののほか被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業として厚生労働省令で定めるものが労働者災害補償保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求の対象事業として規定される（令和８年整備政令案による改正後の労災令第２条）ことを踏まえ、当該厚生労働省令で定める事業を以下のとおり定めることとするもの。

・（ｉ）は、義肢等補装具費等の支給、外科後処置等、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護とする。
・（ⅱ）は、休業補償特別援護金の支給とする。
・（ⅲ）は、長期家族介護者援護金の支給及び労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成７年法律第 35 号）附則第８条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第７条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第８条の規定による介護料の支給とする。
・（ⅳ）は、労災就学援護費の支給とする。
・（ⅴ）は、労災就労保育援護費の支給及び特支金則第２条各号に掲げる特別支給金の支給とする。

労審則の改正については、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

（４）労災保険給付請求権等における消滅時効の期間の見直し（労災則、船保則、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）及び特支金則の一部改正関係）

① 労災保険給付請求権の消滅時効の期間の見直し（労災則第 48 条関係）

令和８年整備政令案により、労災令に条が新設され、労災保険部会の建議を踏まえて、（ｉ）脳血管疾患又は心臓疾患として厚生労働省令で定めるもの、（ⅱ）精神疾患として厚生労働省令で定めるもの及び（ⅲ）石綿を吸入することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものが、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として規定されることを踏まえ、当該厚生労働省令で定める疾病を以下のとおり定めることとするもの。

・（ｉ）は、労基則別表第１の２第８号に掲げる疾病とする。
・（ⅱ）は、労基則別表第１の２第９号に掲げる疾病とする。
・（ⅲ）は、石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支若しくは肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第６号）第１条第１号から第５号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。

② 船員保険の保険給付請求権の消滅時効の期間の見直し（船保則第 188 条の２関係）

令和８年整備政令案において、労災保険法に基づく休業補償給付の補完的な役割を担う船員保険法に基づく休業手当金についても、労災令と同様に船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）に条が新設され、（ｉ）脳血管疾患又は心

臓疾患として厚生労働省令で定めるもの、（ⅱ）精神疾患として厚生労働省令で定めるもの及び（ⅲ）石綿を吸入することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものが休業手当金を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として規定されることを踏まえ、厚生労働省令で定める疾病として①（ⅰ）から（ⅲ）までと同様の疾病を定めることとするもの。

③　災害補償請求権の消滅時効の期間の見直し（労基則第 56 条の２関係）

令和８年整備政令案において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく災害補償請求権についても、労災令と同様に労働基準法施行令（平成６年政令第５号）第２条が新設され、（ⅰ）脳血管疾患又は心臓疾患として厚生労働省令で定めるもの、（ⅱ）精神疾患として厚生労働省令で定めるもの及び（ⅲ）石綿を吸入することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものが、災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として規定されることを踏まえ、厚生労働省令で定める疾病として①（ⅰ）から（ⅲ）までと同様の疾病を定めることとするもの。

④　休業特別支給金の支給の請求期間の見直し（特支金則第３条関係）

休業特別支給金の支給の原因である事故に係る疾病が、①（ⅰ）から（ⅲ）までの疾病である場合には、当該休業特別支給金の支給の申請については、５年以内に行わなければならないこととするもの。

（５）小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止（労災則、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和 47 年労働省令第９号）、沖縄の復帰に伴う労働省令等の適用の特別措置等に関する省令（昭和 47 年労働省令第 18 号）、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第１号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 57 号）の一部改正関係）

①　暫定任意適用事業の廃止

命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

②　その他所要の改正

命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止及び他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当することから、意見公募手続の対象外です。

３．根拠条項

○　令和８年整備政令案による改正後の労災令第２条

○　令和８年整備政令案による改正後の労災令第３条各号
○　令和８年整備政令案による改正後の船保令第 33 条の２各号
○　令和８年整備政令案による改正後の労働基準法施行令第２条各号
○　労災保険法第 29 条第２項　　等

４．施行期日等

公布日　：令和９年１月（予定）

施行期日：令和９年４月１日。ただし、（５）小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止については、改正法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日。